

○三島市空家等の適切な管理等に関する条例

令和6年10月15日

条例第40号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、適切な管理が行われていない空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、空家等の適切な管理等に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全を図り、もって安全なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等であつて、市の区域内に所在するものをいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等であつて、市の区域内に所在するものをいう。
- (3) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等であつて、市の区域内に所在するものをいう。
- (4) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、又は勤務する者及び市内で事業を行う法人その他の団体をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、法第7条第1項に規定する空家等対策計画を作成し、空家等の適切な管理に関する施策を実施しなければならない。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等を適切に管理しなければならない。

2 所有者等は、市が実施する空家等の適切な管理に関する施策に協力しなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、市が実施する空家等の適切な管理に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、空家等が明らかに適切な管理が行われていないと思料するときは、その情報を市に提供するよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第6条 市長は、法第22条の規定による勧告、命令及び代執行(法第22条第9項の規定により、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることをいう。)を行おうとするときは、三島市空家等対策協議会(第9条第1項を除き、以下「協議会」という。)に意見を聴くものとする。

(管理不全空家等に対する措置)

第7条 市長は、法第13条の規定による勧告を行おうとするときは、協議会に意見を聴くものとする。

(緊急安全措置)

第8条 市長は、緊急の必要があると認めるときは、特定空家等又は管理不全空家等の倒壊等により市民等の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため必要な最小限度の措置(以下「緊急安全措置」という。)を自ら行い、又はその委任した者に行わせることができる。

2 市長は、緊急安全措置を行おうとするときは、その旨を当該措置に係る特定空家等又は管理不全空家等の所有者等に通知(所有者等を確認することができない場合又は所有者等の住所及び居所が明らかでない場合にあっては、告示)するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合にあっては、この限りでない。

3 市長は、緊急安全措置を行ったときは、その内容を当該措置に係る特定空家等又は管理不全空家等の所有者等に通知(所有者等を確認することができない場合又は所有者等の住所及び居所が明らかでない場合にあっては、告示)し、協議会に報告するものとする。

4 緊急安全措置に関して支出した費用は、特定空家等又は管理不全空家等の当該措置に係る部分の所有者等の負担とする。

(三島市空家等対策協議会)

第9条 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、三島市空家等対策協議会を置く。

2 協議会は、市長及び10人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 地域団体を代表する者

(2) 学識経験者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、令和7年1月1日から施行する。